

医薬第 1296 号
平成28年 7月 7日

各保健所設置市保健所長 様
各総合振興局（振興局）
保健環境部（保健福祉部各地域保健室）長 様

（北海道）保健福祉部地域医療推進局医務薬務課長

吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びに

アスベスト含有保温材等に関する注意喚起について（依頼）

病院におけるアスベスト対策については、「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の公表及び今後の対応について」（平成20年9月11日付医政発第0911001号厚生労働省医政局長通知。以下「平成20年通知」という。）などにより、進捗状況の確認や指導等実施してきたところですが、昨年度、総務省行政評価局（北海道においては北海道管区行政評価局）において、「アスベスト対策に関する行政評価・監視」が実施され、その結果、厚生労働省を含む関係省庁に対し、「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告（以下「勧告」という。）が行われました。（別紙参考）

つきましては、厚生労働省医政局長から、勧告を踏まえ、別添のとおり管下の病院の管理者等に周知するとともに、適切な対処について指導するよう通知がありましたので、貴所（部・室）管内の病院の管理者に周知するとともに、引き続き適切な維持管理及び安全管理に努めるよう指導願います。

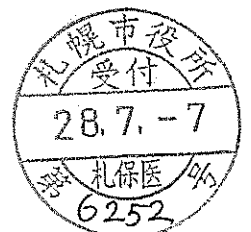
なお、道（環境生活部環境局環境推進課環境保全課）では、アスベストに関する基本情報やお問合せ窓口等の情報をホームページ「北海道アスベスト対策ハンドブック」に掲載しておりますので併せて周知願います。

（HPアドレス）<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/asbest/asbest.htm>

記

1 吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握、除去等の推進について

病院における吹付けアスベスト対策については、患者等の安全対策に万全を期すために、平成17年8月より「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査」及びその後のフォローアップ調査を厚生労働省通知に基づき実施してきたところであり、「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査の調査結果の公表等について」（平成24年3月30日付医政指発0330第1号厚生労働省医政局指導課長通知）において、「分析調査中」の病院については、早期にアスベストの使用状況を明らかにし、状況に応じた適切な指導をお願いしたところですが、改めて指導を徹底していただきますようお願いいたします。



また、貴所（部・室）におかれましては、病院におけるアスベストの使用実態を的確に把握するため、これまで実施した病院におけるアスベスト等使用実態調査の関係資料（道（医務薬務課）に対する報告文書、各病院への照会文書、病院からの回答文書等）を適切に保存するとともに、管内の病院の管理者に対しても、過去のアスベスト等使用実態調査及びフォローアップ調査、設計図書及び工事記録等既存のアスベスト関連書類についても、適切に保存されるよう指導していただきますようお願いいたします。

なお、吹付けアスベスト等が安定していて飛散のおそれのない病院であっても、今後、経年変化で吹付けアスベスト層に劣化や損傷が生じたり、露出面にある吹付けアスベスト等をひっかくなどにより破損した際にはアスベスト繊維が飛散するおそれがある状態になることから、吹付けアスベスト等の状態について、飛散のおそれがないかどうか定期的に把握、確認し、必要な措置を講ずるよう、引き続き指導を行う指導していただきますようお願いいたします。

2. アスベスト含有保温材等に関する注意喚起について

アスベストを取り巻く最近の状況については、国土交通省が実施した平成23年度建築基準整備促進事業「保温材、断熱材、スレート等のアスベスト含有建材の劣化等に伴う飛散性に関する調査」の報告を踏まえ、「煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について」（平成24年9月13日付基安化発0913第1号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知）が発出されるとともに、平成25年度に開催された「建築物の解体等における石綿ばく露防止対策等技術的検討のための専門家会議」における検討の結果を踏まえた石綿障害予防規則の一部改正（平成26年厚生労働省令第50号）により、吹付けアスベストに加え、建築物等に張り付けられたアスベストを含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（以下「アスベスト含有保温材等」という。）についても、損傷、劣化等により、労働者がアスベストにばく露するおそれがあるときは、事業者は、除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないとされたところです（平成26年6月施行）。

つきましては、貴所（部・室）管内の病院の管理者等に対し、アスベスト含有煙突用断熱材の適切な取扱いや石綿障害予防規則の遵守の徹底について注意喚起を行う等の周知をお願いいたします。

また、吹き付けアスベスト同様、アスベスト含有保温材等の損傷、劣化等によるアスベスト等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある場所を有する病院はもとより、アスベスト含有保温材等が安定していて飛散のおそれのない病院であっても、破損の際にはアスベストの繊維が飛散するおそれがあるため、引き続きアスベストの除去、封じ込め、囲い込み等法令等に基づき適切な措置を指導するなど、病院におけるアスベスト対策の徹底に万全を期されるようお願いいたします。

連絡先：医務薬務グループ 主査（医療安全） 菊池
TEL : 011-204-5989
Fax : 011-232-4108
E-mail : kikuchi.fumie@pref.hokkaido.lg.jp